

兵庫県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

(目的)

第1 人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、当該患者の在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2 実施主体は兵庫県とする。

(対象患者)

第3 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条に規定する指定難病の患者及び兵庫県特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「特定疾患実施要綱」という。）第3の別表1のうち一般特定疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める県内（指定難病の患者については、神戸市を除く県内）に居住する患者とする。

(実施方法)

第4 知事は、本事業を行うにあたり適当な訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することにより行うものとする。

2 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和58年法律第80号）第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき4回目以降（ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。）の訪問看護について、患者1人当たり年間260回（以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む）を限度として、次により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、(2)から(5)に係る該当区分の費用を支払うものとする。

- (1) 医師による訪問看護指示料は、1月に1回に限り3,000円
- (2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額は、
1回につき8,450円
- (3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額は、
1回につき7,950円
- (4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額は、
1回につき5,550円
- (5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額は、
1回につき5,050円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して次の費用を当面の間支払うものとする。

- ① 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用は、1回につき2,500円
- ② 准看護師による訪問看護の費用は、1回につき2,000円

(申請及び決定)

第5 対象患者で本事業を受けようとする者は、様式1号の在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書に訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書(診療報酬対象分と対象外を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。)を添付し、知事に提出するものとする。

ただし、他の公費負担制度により公費負担医療の給付を受けている等の理由により難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条に規定する医療受給者証および特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、さらに同法第5条第1項に規定する指定難病および当該特定疾患にかかる臨床調査個人票を添付するものとする。

2 知事は、1の申請について可否を決定し、その結果を申請者及び事業実施訪問看護ステーション等医療機関に通知するものとする。

(経費の請求等)

第6 訪問看護ステーション等医療機関は、本事業のために行った訪問看護指示料については訪問看護指示料請求書(様式2号)により、訪問看護の費用については訪問看護費用請求書(様式3号)によりそれぞれ知事あて請求するものとする。

(治療研究の有効期間)

第7 本事業における同一患者に対する治療研究の始期は、県が申請書を受理した日からとし、当該年度末を限度とする。ただし、必要と認められた場合は、その期間を更新できるものとする。

(報告)

第8 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書(様式4号)を知事に提出するものとする。

知事は、同報告書の写しを毎月、厚生労働省に送付するものとする。

(指定難病審査会等との関係)

第9 知事は必要に応じ、法第8条1項により設置している指定難病審査会等に、本事業の実施に必要な参考意見を求めるものとする。

(関係者の留意事項)

第10 患者等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、本事業によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するものとする。

(訪問看護ステーション等医療機関の留意事項)

第11 訪問看護ステーション等医療機関は第10について留意するとともに、本事業の実施に当たっては次のことに留意する。

1 本事業における訪問看護の回数は、原則として対象患者一人に対して1週間につき5回を限度とするものであること。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行って差し支えないこと。

2 本事業における訪問看護を実施する訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書及び訪問計画書をあらかじめ知事あて提出する必要があること。

(健康福祉事務所等の支援)

第12 本事業を受ける患者・家族に対し、健康福祉事務所又は政令市保健所(以下「健康福祉事務所等」という。)は本事業を実施する訪問看護ステーション等と連携し、必要に応じ訪問相談・指導等を実施し、患者・家族の支援を図るものとする。

2 県は健康福祉事務所等による支援が円滑に推進できるよう、第5の2に定めるところ

の内容を健康福祉事務所等へも通知するものとする。

(委託契約)

第13 訪問看護ステーション等医療機関とは別に委託契約するものとする。

(書類の経由)

第14 訪問看護ステーション等医療機関は、第5に定める申請者の申請書等を取りまとめた上、知事あて直接提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成10年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成14年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年1月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日より施行する。